
原本管理に関する検討

原本管理の検討概要

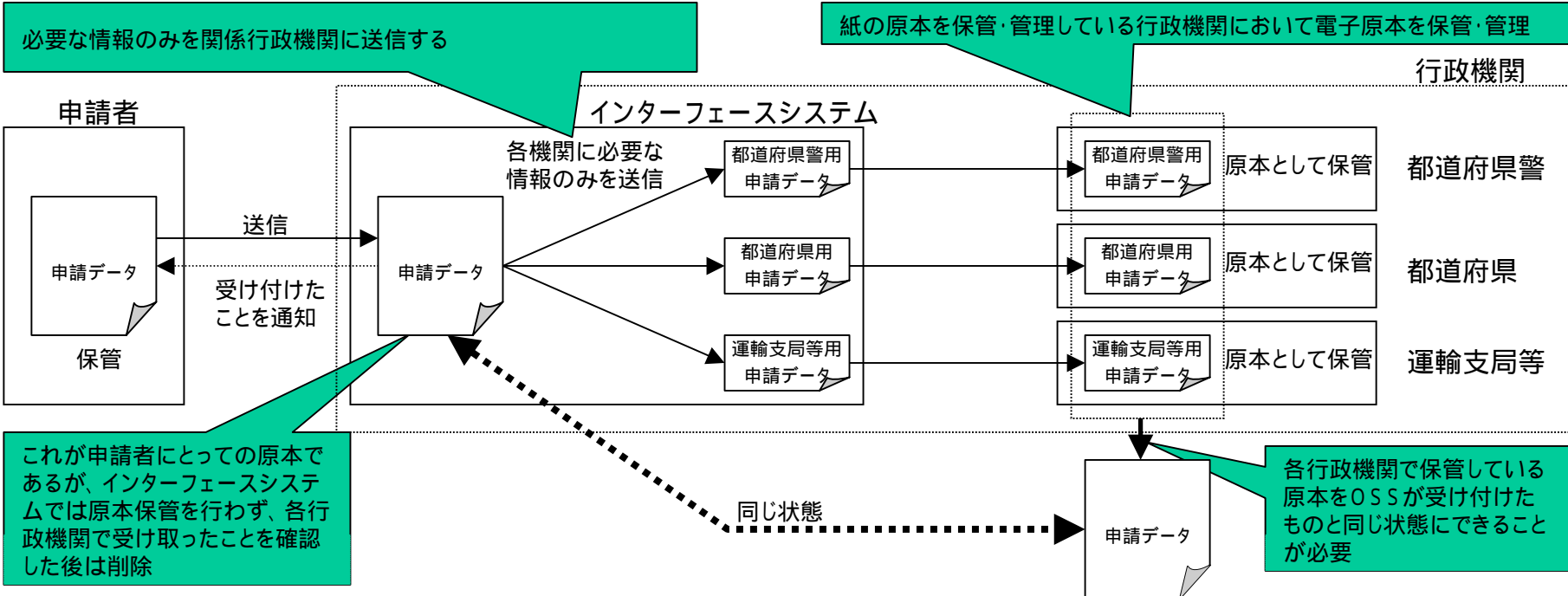
検討のポイント

ここでは、申請者端末から送信された申請の電子データや、関係機関からの電子データをどのように原本管理するかについて、以下の2点について検討した。

- 複数行政機関に対して一括に申請された電子データの原本管理
- 関係機関からの電子データの原本管理

検討の方向性

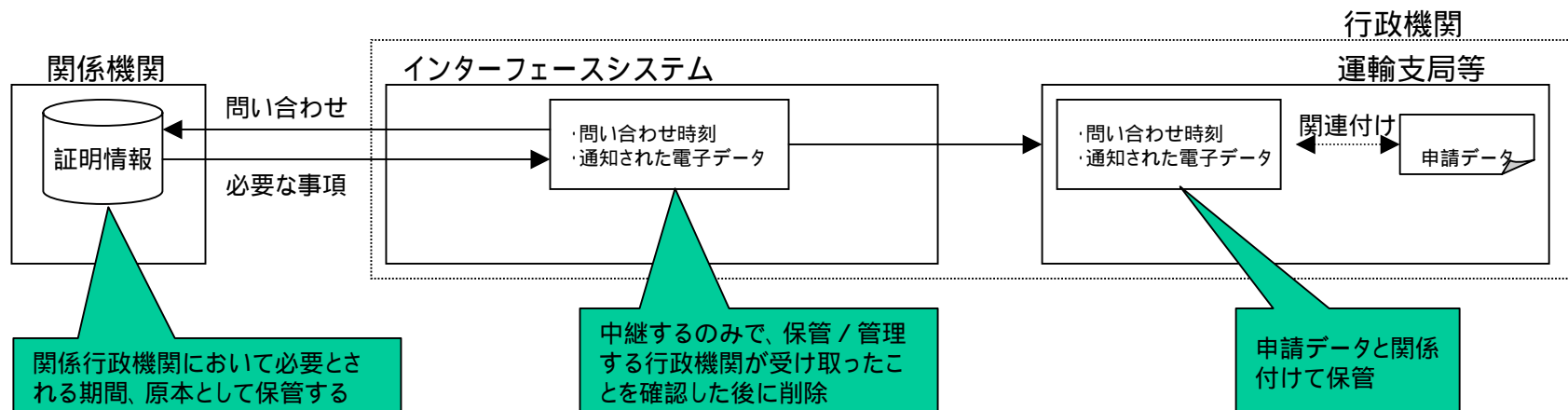
複数行政機関に対して一括に申請された電子データの原本管理
OSSは主に申請の振り分けを行うものであると位置付ける方向であることと、紙の原本を保管・管理している行政機関において電子データの原本も保管・管理することが適当と考えられることから、以下のように原本管理を行う方向で検討している。



原本管理の検討概要

関係機関からの電子データの原本管理

・問い合わせ等に応じて、関係機関(完成検査終了証データに係る自動車メーカー等)からOSSに送信される電子データについては、OSSは必要なデータのみを受け取ることとし、関係機関において電子データを原本として保管することを義務付けることで対応する。ただし、行政機関側もOSSとして受け付けた電子データも、紙の原本を保管・管理している行政機関において、申請書と関連づけて保管・管理しておくこととする。



また、関係行政機関間での電子データ(保管場所が確保されていることの確認情報等)の送受信についても同様に、送信元である行政機関が電子データを原本として保管するとともに、受信した行政機関においても受け付けた電子データを保管・管理する。